農業所得の申告をされる方へ

～農業所得はご自分で計算しましょう！～

所得税及び復興特別所得税や市・県民税の申告に向け、領収書や請求書などの関係書類を保管・整理し、「収支内訳書」の作成をお願いします。

次の交付金などを受けている方も農業所得の対象となりますので、該当される方は申告していただく必要があります。

交付金などの種類

◎中山間地域等直接支払交付金
◎経営所得安定対策等交付金
◎農地・水保全管理支払交付金
◎多面的機能支払交付金
◎営農組織の組合員の労務費など

また、収支内訳書作成の際に便利な「収支計算準備表」とその「記載例」を市のホームページに掲載しました。トップページ右上から「準備表」でサイト内検索すると、ご覧いただけます。

▼**問合せ先**
税務課（内線233・234）

税務申告相談

市では、所得税及び復興特別所得税、市・県民税の申告時期に合わせて、税務申告相談会場を次のとおり開設します。

開設期間
2月16日(月)～3月16日(月)
※土・日曜日は除く

受付時間　午前9時～正午、午後1時～4時

受付会場
市役所東別館3階大会議室
※1日あたりの受付人数に限りがあるため、期間中は午前8時ごろから番号札を配布します。番号札がなくなり次第、受付終了となりますので、ご了承ください。

市で受け付ける申告

◉市・県民税申告
◉所得税及び復興特別所得税の確定申告のうち
・給与や年金所得の申告
・医療費控除の申告
・農業所得の申告　など
※次に掲げる申告は、魚津税務署で申告してください。
・青色申告
・損失申告
・分離課税所得（収用以外）の申告
・初めて所得税の住宅ローン控除を受ける申告

▼**問合せ先**
税務課（内線233・234・237）

魚津税務署からのお知らせ

◆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」

ご自宅のパソコンで所得税及び復興特別所得税や消費税、贈与税の確定申告書、青色申告決算書などが作成できます。

画面の案内に沿って金額などを入力すると、税額などが自動計算されます。作成したデータは、e－Tax（イータックス）を利用した電子申告を行うことができるほか、印刷して書面で提出することもできます。

◆確定申告期限・納期限

①所得税及び復興特別所得税
3月16日(月)
※振替納税利用者の振替日
4月20日(月)
②消費税・地方消費税（個人事業者）
3月31日(火)
※振替納税利用者の振替日
4月23日(木)
③贈与税
3月16日(月)

◆税務署の申告相談会場

◉署内会場
魚津税務署（魚津合同庁舎内）
開設期間
2月3日(火)～3月16日(月)
※土・日曜日、祝日は除く
受付時間
午前9時～午後4時
※期間中、駐車場が混雑しますので公共交通機関をご利用ください。
◉署外会場
滑川市役所東別館3階大会議室
開設日　2月10日(火)
受付時間　午前10時～正午、午後1時～3時30分

◆復興特別所得税

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2・1％）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れがないようご注意ください。

◆年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。

ただし、還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※公的年金などに係る雑所得以外に所得のある方は、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税の申告は必要です。

▼**問合せ先**
魚津税務署
☎0765－24－1370

障がい者控除対象者認定申請について

障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上の要介護認定を受けている方などで、次の要件に該当される方は税法上の障がい者控除の認定を受けることができます。

①65歳以上で6カ月以上寝たきりの方
②65歳以上で障がい者に準じる方

※平成26年12月31日現在の対象者の日常生活における自立の程度を要介護認定の際の認定調査資料などをもとに評価し、認定します。
※該当になると思われる方は申請を行ってください。

▼**申請・問合せ先**
福祉介護課（内線392）

事業者の方は2月2日(月)までに償却資産の申告を！

事業者の方は、毎年1月1日現在における事業用の構築物・機械などの償却資産の有無や増減について、その償却資産の所在地の市町村長に申告する必要があります。

工場や商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸している方、農業を営んでいる方など、すべての事業者が対象となりますので、2月2日(月)までに申告してください。

平成26年中に新規に事業を始められた方など申告書と申告の手引きが必要な方は、ご連絡ください。また、市のホームページにも掲載しています。

なお、eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告を行うこともできます。

▼**問合せ・提出先**
税務課（内線236）

取り壊した建物はありませんか？

平成26年中に建物を取り壊された方は、税務課へ取り壊しの届出をしてください。

この届出をされない場合、来年度も固定資産税が課税されることがありますので、忘れずに手続きをお願いします。

なお、届出に基づいて、現地を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

連絡いただく内容
・納税者の住所、氏名
・建物の所在地
・建物の内容（用途、構造、面積、取り壊し月日など）

▼**問合せ・連絡先**
税務課（内線236）

介護用品購入費の助成申請について

対象者　在宅介護を受けている常時おむつが必要な方で、次の要件のいずれかに該当する方。
①要介護度3・4・5の方
②身体障がいの程度が1級または2級の方
※介護保険料を滞納している場合や、病院に入院または施設などに入所されていた期間中に購入された場合は支給できません。

対象となるもの・助成額

◆要介護3

平成26年4月1日から平成27年2月28日までに購入した紙おむつ、尿取りパッドの購入費用に対し、年額2万7500円を限度とする購入費の9割の額を助成

◆要介護4・5、身体障がい1・2級

平成26年3月1日から平成27年2月28日までに購入した紙おむつ、尿取りパッドの購入費用のうち、次の世帯に応じた額を上限とする購入費の9割の額を助成

◆市民税課税世帯
年額4万8000円

◆市民税非課税世帯
年額7万2000円

申請に必要なもの
①購入品と購入年月日のある領収書（レシート可）
※領収書のただし書きやレシートの印字で購入商品名が確認できる原本を提出してください。
※領収書には対象者の氏名を記入してください。
②金融機関の通帳
※原則、対象者名義の口座としますが、対象者名義の口座がない場合は申請者名義も可とします。
③介護保険被保険者証または身体障害者手帳
④印鑑（認印）
※要介護3の方はケアマネージャーの確認印が必要ですので個別に相談してください。

受付期間　2月9日(月)～3月13日(金)

※申請は、毎年度必要です。提出された領収書については返却できないため、医療費控除を受けることはできません。

▼**申請・問合せ先**
福祉介護課（内線393・397）

軽自動車税の税率が変更になります

◆原動機付自転車、小型特殊自動車など

平成27年4月1日より、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、ミニカー、トレーラーの税率が全車両引き上げられます。

種別		平成26年度	平成27年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超　90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円
ミニカー		2,500円	3,700円
トレーラー		2,400円	3,600円

◆軽自動車

軽自動車【三輪、四輪乗用（営業／自家）、四輪貨物（営業／自家）】については、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

また、平成28年度より、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気自動車などを除く）は、経過した年の翌年度から経年重課の税率が適用されます。

種別			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以後の登録車	平成28年度経年重課
三輪の軽自動車			3,100円	3,900円	4,600円
軽自動車	四輪・乗用	自家	7,200円	10,800円	12,900円
		営業	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪・貨物	自家	4,000円	5,000円	6,000円
		営業	3,000円	3,800円	4,500円

▼**問合せ先**
税務課（内線233・234・237）